

「大田区子ども・子育て支援事業計画」における中間見直しについて

1 中間見直しの背景

「大田区子ども・子育て支援事業計画」は子ども・子育て支援法で法定された計画であり、本区においても平成27年度から平成31年度を計画期間として策定している。

本計画は、子育てをめぐる社会環境の変化を鑑み、「引き続き整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合」「既に、計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行っている場合。」には、見直しを行うものされている。大田区においても、見直しの要件に該当するため、今年度、ニーズ調査を実施しその結果に加えて最新の人口推計等を活用し、中間見直しを行っているところである。

2 対象事業（「大田区子ども・子育て支援事業計画」法定事業の13事業）

| No. | 事業名 | 要素 |
|-----|----------------------------|-----------------------------|
| 1 | 延長保育事業 | 通常保育 11 時間を超える保育 |
| 2 | 放課後児童健全育成事業（学童保育）（低学年・高学年） | 通年・夏休み・一時利用 |
| 3 | 子育て短期支援事業 | 宿泊型・夜間一時保育サービス |
| 4 | 地域子育て支援拠点事業 | 区内約 200 か所 |
| 5 | 一時預かり事業（幼稚園、保育所等） | 緊急保育・一時預かり |
| 6 | 病児・病後児保育事業 | 病気回復期の一時預かり |
| 7 | ファミリー・サポート・センター事業 | 利用会員と提供会員の育児支援 |
| 8 | 利用者支援事業 | 保育サービスアドバイザー設置 |
| 9 | 妊婦健康診査 | 母子保健法第 13 条に基づく健康管理・費用一部助成等 |
| 10 | 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問時事業） | 生後 4 か月までの乳児を対象 |
| 11 | 養育支援訪問事業 | 助産師・ヘルパー等の派遣 |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 補足給付の実施 |
| 13 | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | 新規事業者への支援・相談等 |

3 中間見直しの概要

(1) 内容

- ①法定 13 事業におけるニーズ量
- ②確保に向けた方策の考え方

(2) ニーズ量の算定

- ①ニーズ調査の実施・結果分析

↓

- ②家庭類型の割合等を算出

↓

- ③家庭類型別児童数の算出（推計児童数 × 家庭類型割合）

↓

- ④教育・保育の量の見込みの算出（家庭類型別児童数 × 利用意向）

(3) 確保に向けた方策の考え方

算出したニーズ量、提供量の実績を分析し、確保のための考え方を見直す。

4 全体スケジュール

| 項目 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------|--------|-----------|-------|------|------|-----------|----|------|------|
| 子ども・子育て会議 | 計画概要報告 | ニーズ調査項目報告 | | | | ニーズ調査中間報告 | | 素案報告 | 最終報告 |
| 中間見直し作業 | 計画 | | | | | | | | |
| | | 設計・準備 | | | | | | | |
| | | | ニーズ調査 | | | | | | |
| | | | | 集計作業 | | | | | |
| | | | | | 分析作業 | | | | |
| | | | | | | 見直し案作成 | | | |